

## 三郷町婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の一環として、結婚を望む男女のために出会いの場を提供する事業を行う団体に対し、町長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、三郷町補助金等交付規則（平成14年12月三郷町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、独身男女に健全な出会いの機会を提供するイベント、交流会、セミナー等を開催する事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とする事業
- (2) 参加者数が10人以上で、町内に在住又は在勤する者が参加者全体の半数以上である事業。ただし、やむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りではない。
- (3) 町内で実施する事業。ただし、やむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 公募により参加者を広く募集する事業

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、補助事業を実施する団体で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (3) 公序良俗に反する団体でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 補助事業の実施の有無にかかわらず支出を要する経常的経費

- (2) 事業実施のための会議等に係る飲食費
- (3) 備品購入費
- (4) その他補助事業に要する経費として町長が不相当と認めた経費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助事業に要する経費のうち前条に規定する補助対象経費から参加費その他の収入額を控除した額とし、1事業につき100,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、三郷町婚活支援事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添えて補助事業実施日の20日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 団体調書(第4号様式)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定通知)

第7条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の決定通知は、三郷町婚活支援事業補助金交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(補助事業の変更等の申請)

第8条 規則第10条の規定による補助事業の変更等の承認は、三郷町婚活支援事業変更・中止(廃止)承認申請書(第6号様式)によるものとする。

(補助事業の変更等の承認の決定通知)

第9条 規則第10条の規定による補助事業の変更等の承認の決定通知は、三郷町婚活支援事業変更・中止(廃止)承認通知書(第7号様式)によるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による補助事業の実績報告は、三郷町婚活支援事業補助金実績報告書(第8号様式。以下「実績報告書」という。)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から1箇月以内又は事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第9号様式)

- (2) 事業収支決算書（第10号様式）
- (3) 事業に要した費用の領収書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、三郷町婚活支援事業補助金確定通知書（第11号様式）によるものとする。

（補助金の交付）

第12条 規則第16条第2項の規定による補助金の交付請求は、三郷町婚活支援事業補助金交付請求書（第12号様式）によるものとする。

（補助金の返還）

第13条 規則第18条の規定による補助金の返還命令は、三郷町婚活支援事業補助金返還命令書（第13号様式）によるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。